

デジタルアーカイブ構築等業務委託仕様書

1 件名

デジタルアーカイブ構築等業務委託

2 目的

川崎市には、公害対策や環境改善の取組を通じて蓄積してきた継承すべき環境情報の膨大な資料がある。公害の歴史と教訓を次世代に伝えるとともに、環境改善の取組や、産業の発展と環境保全を両立したまちづくりの経験から得た知識や環境技術を広く伝えていくことが求められている。

このような状況のなか、令和6年に市制100周年を迎えるに当たり、市民・事業者・行政が協働して改善してきた本市の環境、とりわけ公害や廃棄物等を取り巻く歴史を見つめ直し情報発信することで、市民の環境シビックプライドの醸成を図るとともに、脱炭素社会の実現などの未来に向けた行動を考えるきっかけづくりをする必要があることから、川崎の公害や廃棄物等の歴史に関する映像や写真等の資料等をデジタル化し、ウェブ上で閲覧できるデジタルアーカイブを構築する。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月19日（水）まで

4 業務内容

(1) 写真等データベースの整理作業

令和5年末までにデータ化の作業を行った写真と資料1,360点をデータベースへアップロードするために作成したメタ情報等のエクセル表データや写真について、再度中身を精査し、記載された内容や写真のタイトル等の情報が「I.B.MUSEUM SaaS」等のシステムを活用した公開に対応されているか確認を行うほか、写真に表示された年月日の追記を行う。作業に当たっては、より利便性の高いデータベースとなるよう、受託者が積極的に提案を行い、本市と協議の上、項目の整理を行う。また、欠如している情報の入力については、本市の指示に基づき、追記や修正等の作業を行う。

なお、データベースの作成に当たっては、次の基準を満たすものとする。

・川崎市役所計画配置パソコンの規格以上のスペックのパソコンで適切に動作するデータベースであること。

【令和2年度計画配置パソコン】

OS: Windows 10 Enterprise 64-bit

CPU: Intel(R) Core(TM) i3-10110U CPU @ 2.10GHz (4 CPUs), ~2.6GHz

メモリ: 8192MB RAM

- ・アーカイブ1点当たりのデータ容量は5メガバイト程度とすること（リサイズ等の作業は想定していない。）。
- ・外部データ（エクセル形式）のインポート機能を持つものとする。
- ・データベースのインターフェースは、アーカイブデータの管理を正確かつ効率的に実施できるものとする。

（２） デジタルアーカイブの作成

ア サーバー用ウェブページ（フロントサイト）の作成

トップページをデジタルアーカイブの階層1として構築し、委託者が事前に作成したショート動画（15秒程度）が再生できるものとする。

ショート動画が作成を予定しているウェブページに対応しない場合などは、動画のファイル変換等を行い、再生できるよう対応を行う。

また、検索エンジンを作成し、サイト内のワード検索、写真や映像の検索をできるようにするほか、デジタルアーカイブに掲載している写真の一部をスライドショー形式で閲覧ができるコンテンツを作成する（[参考] <http://www.kamijima-archive.jp/>）。

なお、サーバーに関する契約、ドメインの取得は委託者が行うものとするが、受託者は委託者が契約するサーバーの規格等に関して、委託者に助言を行うものとする。

トップページのデザイン案は、業務締結後に3つ程度案を作成し、本市と協議を行いながら、決定するものとする。デザイン案等に関する資料は、横向きの資料とし、モニター等で出力しながら説明することを想定して、字は20pt以上とすること。

イ 付随するコンテンツの作成

トップページに付随するページを階層2として構築し、次のコンテンツを作成する。

（ア）「データベースに関する説明」

- 運営体制や著作権等について説明するページとして作成する。
- テキスト原稿については、受託者が作成するものとする。

（イ）「川崎市 環境課題への取組のあゆみ（仮）」

階層3に「明治・大正 工都の始まり（仮）」「昭和 生活型公害へ（仮）」「平成・令和 新たな環境問題」のコンテンツを作成する。

（ウ）「川崎市 過去～現在の変遷（仮）」

市民、事業者、行政がこれまで携わってきた公害等に関する取組について、体系的に理解することができるページを作成する。

- ※ 写真については、本市が所有しているものを使用するものとし、新たに撮影等を行うことは想定していない。
- ※ 通常閲覧できるページであり、特別なソフトウェア等を必要するものは想定していない。
- ※ 言語は日本語のみで、翻訳業務は想定していない。

ウ 「I.B.MUSEUM SaaS」等を活用した公開のための設定

当該業務で構築するデジタルアーカイブは、「I.B.MUSEUM SaaS」等のシステムを活用し運用するものとするため、そのための設定等の業務を行う。

(ア)「公開に係る設定」

上記で作成したデータベースの項目設定やデザインなどのカスタマイズの設定作業を行うほか、データベースに格納する初期データのアップロードやデータの移行を行う。

(イ)「システム使用料」

試運転を含め、契約期間中に当該システムを使用する場合は、受託者がシステム使用料を支払うものとする。なお、契約等に関する資料の作成に当たって本市の証明等が必要な場合は、協議の上、対応するものとする。

(ウ)「その他」

次年度以降においてもメンテナンスやコンテンツ拡充を予定しているが、当該業務は本業務の受託者以外の者が受注することも想定し、円滑な引継ぎができる体制を構築すること。また、受託者は、円滑な引継ぎを行うため、規格等に関する情報について委託者に提供すること。なお、本契約の履行完了後に委託者や受託者以外の者が作業できないような仕様、条件を本契約に付さないこと。

エ その他

(ア)「ウェブページ全般」

ウェブページは受託者がオンラインで容易にデータの更新ができるようにすること（委託者がデータの更新を行うことは想定していない。）。

(イ)「段階的公開」

デジタルアーカイブは、令和6年10月、遅くとも12月に公開し、ウェブページへのリンク状況なども含めて令和7年3月までに必要な修正を行うとともに、段階的にコンテンツを充実させ順次公開すること。

(ウ)「各種ガイドラインの準拠」

- ・ホームページ全体は、本市が作成した「カラーユニバーサルデザイン・ガイドライン」に基づき、バリアフリーに配慮した色彩とすること。
- ・「川崎市ホームページ作成ガイドライン（令和4年12月改訂）」の基準に即したものとする。

(エ)「ウェブアクセシビリティ方針」

総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づき、対応内容を公開すること。テキスト原稿については受託者が作成すること。

(オ)「業務全般における注意」

次年度以降メンテナンスやコンテンツ拡充を予定しているが、当該業務は本業務の

受託者以外の者が受注することも想定し、当該業務の受託者しか理解ができない手法を使用しないこと。

(カ)「作業チームメンバー」

デジタルアーカイブの構築に当たっては、構築に必要な知識を有する学芸員等過去3年以内に官公庁から受注した同等の業務に従事した者を作業チームに参加させること。

5 個人情報保護

業務における個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則等の趣旨に従い、本市と十分に協議の上適正に取り扱うこと。また、受託者が委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

6 工程表の作成

上記4の業務内容を実施するに当たり、可能な限り早期にスケジュール等を示した工程表を作成し、本市に提出すること。また、事業の進捗に関する打ち合わせを月1回程度実施すること。形式については対面、オンラインのいずれも可とする。

工程表等の資料は、横サイズとして、モニター等で投影し活用することを想定し、20pt以上の文字で記載すること。

7 成果物

(1) 成果物と納品方法等

ア デジタルアーカイブ

庁内で使用する計画配置パソコンで閲覧できる状態とすること。

イ 一覧表（テキストデータ）

エクセル表等データ：ウイルスチェック済のCD-R 1枚

ウ 報告書

エクセル表等データ：ウイルスチェック済のCD-R 1枚

※ ②と同じCD-Rに格納してかまわない。

(2) 納品場所

川崎市環境局環境総合研究所（川崎市川崎区殿町3-25-13 川崎生命科学・環境研究センター（LiSE）3階）

8 留意事項

(1) 特記事項

ア コンテンツの内容については、綿密な調整の上、委託者と協議により決定する。

イ 本業務の実施のために、使用する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用する際の仕様許諾等にかかる費用は契約金額に含む。

ウ 本業務により新規に発生した著作権については本契約書の規定に基づき、本市に帰属するものとし、受託者はその著作権人格権を行使しないものとする。ただし、成果品に含まれる第三者などに帰属する著作権の取扱いほかについては、別途協議を行う。

(2) その他

ア 受託者は業務遂行に当たっては委託者と十分な協議打合せを行った上で、進捗状況を随時報告するものとする。

イ 受託者は、本業務において知り得た事項について、漏洩してはならない。また本業務に用いた資料及び成果品等について、委託者の許可なく公表又は貸与してはならない。

ウ 本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた事項については、別途協議の上決定する。(必要に応じて、協議書を取り交わすものとする。)

エ 本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、川崎市と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。

オ 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は、委託者の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。

カ 本業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて本市に帰属するものとする。また、本市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

デジタルアーカイブ構築に係る基本的な考え方

1 制作期日

令和7年3月19日（水）（ただし令和6年10月、遅くとも12月中にオープンを行うものとし、以降は順次コンテンツの追加を行う）

2 基本要件

- ターゲットは全年齢を対象とするが、内容は小学校5年生が理解できるものとし、必要に応じてルビを振るなどの対応をすること。
- デジタルアーカイブを通して、主に公害とその改善のための努力や成果のプロセスについて、正しく理解するとともに、本市の環境について改めて考え、行動するきっかけとなるような内容や構成とすること。

3 内容の提案

- トップページも含め、各種ページは基本要件を踏まえつつも、「現在の豊かな自然や明るい未来」などをイメージできるデザインとし、暗く堅いイメージにならないこと。
- トップページは、既存のオープニング動画をフルに活用できるデザインとすること、また将来的には、環境教育教材としての活用も視野に入れ、利用者が親しみやすいものとする。ただし、歴史的資料としてのアーカイブ機能を有していることを考慮して、ラフになりすぎないこと。
- 付随して作成するコンテンツ「川崎市 環境課題への取組のあゆみ（仮）」「川崎市 過去～現在の変遷（仮）」は、市民、事業者、行政がこれまで携わってきた公害等に関する取組が体系的に理解することができ、メッセージ性があるものとするほか、受託者の専門的な知見を活かして、要素を追加し改変すること。
- 検索システムは、「I.B.MUSEUM SaaS」を活用することを前提とすることとして、令和5年度にデータ化を行った写真や市政だよりを、利用者が資料を検索しやすくするため、『絞り込み設定』を行うなど効果的な公開を行うほか、受託者の専門的な知見を活かして、要素を追加し改変すること。
- アーカイブは全体的に動作性を重視し、各コンテンツが重くなりすぎないようにすること。
- 将来的には、市民や事業者からも写真や資料を募集し、掲載することを想定すること。
- 令和6年度の構築をもって完成ではなく、各年度コンテンツを拡充していくことを意識した構成とすること。